ＤＸ審査支払機構統一事例

【　画像診断　】

８８３　乳房撮影（乳房全摘及び乳房部分切除後）の算定について

《令和８年１０月３０日》

○　取扱い

乳房全摘及び乳房部分切除後（片側）患者（ＢＲＣＡ遺伝性疾患や若年者乳癌などハイリスク群を除く）に対して、対側乳房に係る傷病名がない場合の対側乳房のみに対するＥ001 写真診断「４」乳房撮影（一連につき）及びＥ002 撮影「４」乳房撮影（一連につき）の算定は、原則として認められない。

○　取扱いを作成した根拠等

乳房全摘及び乳房部分切除後患者に対するフォローアップとして、術後対側乳癌の早期発見のために定期的なマンモグラフィ検査の実施が推奨されるが、一般的な日本人乳癌患者（ＢＲＣＡ遺伝性疾患や若年者乳癌などハイリスク群を除く）で術後治療がある場合、対側乳癌発症率は年間 0.2～0.5%程度、10～20 年追跡で数～10%前後と低く、対側乳癌の発症を類推することは容易ではないことから、対側乳房に係る傷病名は必要と考える。

以上のことから、乳房全摘及び乳房部分切除後（片側）患者（ＢＲＣＡ遺伝性疾患や若年者乳癌などハイリスク群を除く）に対して、対側乳房に係る傷病名がない場合の対側乳房のみに対するＥ001 写真診断「４」乳房撮影（一連につき）及びＥ002 撮影「４」乳房撮影（一連につき）の算定は、原則として認められないと判断した。